

議案第21号

中札内村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

中札内村介護保険条例（平成12年条例第15号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

中札内村介護保険条例の一部を改正する条例

中札内村介護保険条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「30,000円」を「31,600円」に改め、同項第2号中「45,000円」を「47,600円」に改め、同項第3号中「45,000円」を「48,000円」に改め、同項第4号中「54,000円」を「62,600円」に改め、同項第5号中「60,000円」を「69,600円」に改め、同項第6号中「72,000円」を「83,500円」に改め、同項第7号中「78,000円」を「90,400円」に改め、同項第8号中「90,000円」を「104,400円」に改め、同項第9号中「102,000円」を「118,300円」に改め、同項に次の4号を加える。

(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者132,200円

(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者146,100円

(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者160,000円

(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者167,000円

第2条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「18,000円」を「19,800円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「18,000円」を「19,800円」に、「30,000円」を「33,700円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「18,000円」を「19,800円」に、「42,000円」を「47,600円」に改める。

第4条第3項中「又は第8号ロ」を「、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「令第38条第1項第1号から第8号まで」を「令第38条第1項第1号から第12号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の中札内村介護保険条例第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前分の保険料については、なお従前の例による。